

令和3年5月25日
総務部職員厚生課

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う
休業補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

労働者災害補償保険法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要があるため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

- (1) 労働者災害補償保険法の改正に伴い、条例第2条2号の引用条項番号を改正する。
- (2) 会計年度任用職員制度により変更された職名を改正する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例</p>	<p>労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例</p>
<p>平成9年10月3日条例第48号</p>	<p>平成9年10月3日条例第48号</p>
<p>労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例</p>	<p>労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する条例</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の適用を受ける非常勤職員及び臨時任用職員（以下「非常勤職員等」という。）の公務災害及び通勤災害（以下「公務災害等」という。）に伴う休業補償及び休業援護金（以下「休業補償等」という。）の支給について<u>必要な事項</u>を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の適用を受ける非常勤職員及び臨時職員（以下「非常勤職員等」という。）の公務災害及び通勤災害（以下「公務災害等」という。）に伴う休業補償及び休業援護金（以下「休業補償等」という。）の支給について定めることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 公務災害 法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。</p>	<p>(1) 公務災害 法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。</p>
<p>(2) 通勤災害 法第7条第1項第<u>3</u>号に規定する通勤災害をいう。</p>	<p>(2) 通勤災害 法第7条第1項第<u>2</u>号に規定する通勤災害をいう。</p>
<p>第3条～第7条 略</p>	<p>第3条～第7条 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	